

質 問 及 び 回 答

令和8年5月18日公表

該当ページ	質問事項	内 容	回 答
委託仕様書	第2項 1. ツアー内容について	1回あたりの参加人数（最低催行人数）はどの程度を想定しているか。	特に想定しておりませんが、事業実施にあたり適切と思われる参加人数を想定してご提案ください。
		ツアーのうち半分は宮城県、山形県、新潟県等の隣県を発着地として想定すると記載があるが、残り半分については特に指定はないという認識で問題ないか。	ご認識のとおりです。
		参加者から徴収する金額の上限及び下限はあるか。	特にありませんが、事業実施にあたり適切な金額で設定してください。
		ツアー参加募集時に、情報発信チャンネルの1つとして只見線ポータルサイトやSNS等を活用させていただくことは可能か。	可能です。
		仕様書には5本の【企画】が記載されているが、この5本をベースに6本のツアーを企画するという認識でよいか。	ご認識のとおりです。 ただし、ツアー本数については、委託限度額の範囲内において6本を超えるご提案も妨げないものとします。

実施要領	参加届出書の提出について	参加届出時に提出する書類のうち、誓約書に押印欄があるが、押印したものをスキャンしてメール等で送信する形で差し支えないか。	差し支えありません。
		本事業を共同事業体で提案することは可能か。また、その場合、協定書等の関連資料を追加で作成する必要があると思うが、書式等はあるか。	共同事業体での提案は可能です。 また、協定書等については、共同事業体での事業実施が確認できる任意の資料で差し支えありません。
		共同企業体として提出する場合、提出書類については代表構成員のみで問題ないか。	(様式1-4) 役員一覧において、役員が代表構成員のみである場合は、問題ありません。